福島市地域福祉計画２０２７（素案）の概要

閲覧用

1　計画策定にあたって

（１） 計画の趣旨

本計画は、社会福祉法第107条の規定により策定する法定計画であり、福祉部門における上位の計画。地域福祉の推進を図ることを目的として策定するものです。

（２） 計画の位置づけ

●「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」等を「一体的に定める」として位置付けられた法定計画です。（社会福祉法第107条）

●本計画と一体的な展開を図るため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

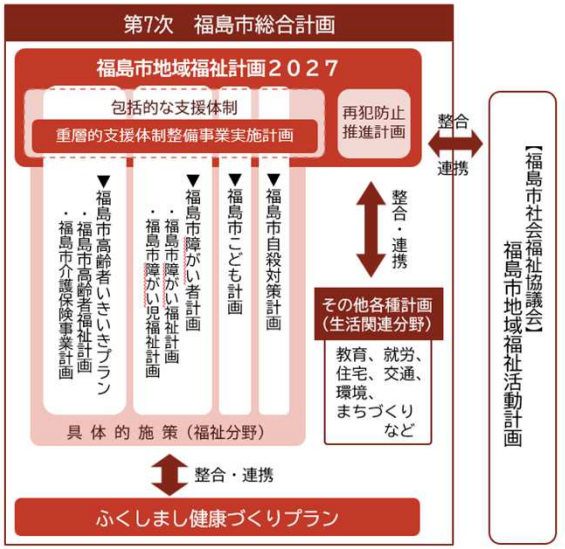

2　本市の現状と課題

（１） 現状から見える課題

各種統計データ（福島市データブック等）やアンケート調査結果、「地域福祉計画２０２１」の年次点検等から地域福祉を取り巻く現状の課題を分析。次に各課題を整理することで、分野別で「地域コミュニティの形成」「支え合い」「データ分析／情報共有」、主体となる対象別で「市民の課題」「地域の課題」「行政の課題」のそれぞれ３類型に分類しました。

現状の課題

本市の課題

本市データブック・統計データ
- 高齢者割合の増加
- 単身世帯の増加
- 高齢者単身世帯の増加
- 町内会加入世帯の減少
- 介護有業者の減
- 福祉人材の不足
- 保健医療人材の不足

など

アンケート調査
- つながりの希薄化
- 支え合い機能の低下
- 情報リテラシーの格差
- 孤独感の上昇
- 防犯・再犯防止への理解
- 福祉サービスの充実

など

地域福祉計画2021

令和６年度分年次点検
- 急激な社会変化への適応が必要
  人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られた。

（評価区分）
C 17%　D 9%

次期計画に向けての共通課題

①地域コミュニティの形成

(ア)市民の課題	(イ)地域の課題	(ウ)行政の課題
●世帯の小規模化による家族・親族内のつながりの希薄化	●町内会加入率の低下等による地域のつながりの希薄化	●人口減少／超高齢化により、地域の担い手や労働供給力・生産力が減少

●予想される状況
高齢者等の孤立リスク増加、介護サービスの需要増加

●起きうる問題
孤立死等の増加が社会問題、福祉サービスの供給不足

②支え合い

(ア)市民の課題	(イ)地域の課題	(ウ)行政の課題
●ひきこもりや孤独・孤立、貧困、虐待など、様々な分野の問題が絡みあい複雑化	●地域の見守り活動の低下等により適切な支援に結びつかない	●問題が複雑・複合化した事例が増加し、従前のような単一の福祉サービスでは対応が困難

●予想される状況
問題解決が長期化、支え合いの希薄化により課題解決が難航

●起きうる問題
心身の不調、機能低下、生活破綻、孤立死・自殺・虐待・犯罪の増加

③データ分析／情報共有

(ア)市民の課題	(イ)地域の課題	(ウ)行政の課題
●急速に進展するデジタル社会において、メリットを享受できない情報格差の発生	●地域における身近な住民間での情報共有が低調化	●現状を把握するためのデータの収集・分析が必要

●予想される状況
情報技術を十分に活用できない、情報格差が拡大

●起きうる問題
所得や教育、社会参加の不平等が深刻化

「共通課題」と「主体となる対象」は重なり合う→**市民・地域・行政の相互の「連携・補完」が必要**

３　計画の基本的な考え方

基本理念　**つながり、支え合いの輪を広げて　誰もが活躍できる 共生社会のまち ふくしま**

市民や地域（家族・友人・企業・団体などを含む）、行政などが、それぞれの役割に応じて地域社会をつなぎ、“支える”“支えられる”という関係を超えて支え合いの輪を広げていきながら、地域に住む人々が安らかで心豊かに生活できることが、私たちが望む共生社会の姿です。
様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で誰もが自分らしく前を向いて暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

（１）地域福祉の推進イメージ

「自助（市民）」「共助（地域）」「公助（行政）」それぞれが独立して機能するだけでなく、**相互に補完し、連携し合う**ことで、より効果的な支援にもつながります。
この計画では、自助・共助・公助の主体それぞれが、基本理念や地域の課題を共有し、誰もが役割をもって相互に補完し合う関係の構築を目指します。

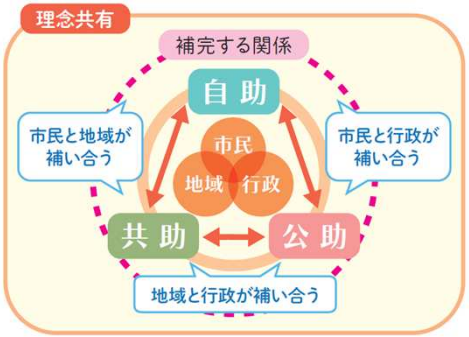

（２）計画の体系

基本理念を実現するために「２（１）現状から見える課題」を踏まえ、３つの基本目標と９つの基本方針を定め、各種施策を展開します。

基本目標１
“地域コミュニティの形成“を推進する地域づくり
基本方針
- 1-(1) 一人ひとりの意識の醸成
- 1-(2) 新たな担い手(人材)の創出
- 1-(3) 地域コミュニティの活性化

基本目標２
支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針
- 2-(1) 安全で安心な福祉の向上
- 2-(2) 包括的な支援体制の強化
- 2-(3) 地域における社会的包摂の推進

基本目標３
誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針
- 3-(1) 必要な情報の整備体制づくり
- 3-(2) 情報提供体制の整備
- 3-(3) 誰もがつながるデジタル化の推進